

2018年3月現在

特惠原産地規則における累積制度

EPA特惠制度を最大限に活用するために

(一財)日本貿易関係手続簡易化協会
業務二部長 今川 博

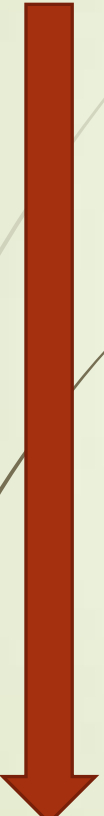
第1部

累積規定の基礎知識

特惠原産地規則とは

3

特惠関税を適用するために必要な要件を定める。

- 
- 1 **特惠適用産品か？** Yesなら2へ。Noなら特惠適用不可(一般税率で。以下同様)。一般税率無税ならば、そもそも特惠は不要。
 - 2 **一般税率と特惠税率との差は十分か？** Yesなら3へ。(原産性の証明に要する諸コストが特惠税率適用によるマージンを超えれば、特惠利用はナンセンス。)
 - 3 **関税割当等の制限なしに輸入できる？** Yesなら4へ。(関税割当、規格基準、検疫等を事前チェック。)
 - 4 **原産品か？** Yesなら5へ。 **一見Noでも救済規定をチェック。**
 - 5 **その他の要件(積送、証明)を満たすか？** Yesなら6へ。
 - 6 **特惠関税適用**

累積規定

デミニミス規定

原産性判断を行う

産品の原産性を判断するための3基準:

- ➡ **完全生産品か？** （全生産工程で使用材料の一つでも非原産材料があったらダメ。✖へ。）
 - ➡ **原産品のみから生産されたか？** （生産工程の最下流で最終製品に直接使用される材料がすべて原産品か。□一つでも非原産材料があれば✖へ。）
 - ➡ **品目別規則を満たすか？** （上記に非該当であれば、原産性はEPA輸出国における輸出産品が品目別規則を満たすかどうかで判断される。）
- **累積規定**により、EPA輸出国において非原産となった産品又は材料のうちから、原産部分(①材料又は②材料+生産行為)を切り分けて原産扱いすることができるので、救済(輸出国において原産性を満たし易く)される。

累積規定の基本概念

EPA累積規定を整理すると：

新たな整理の仕方で累積規定を見直すと（政府機関等の公式な用語・説明とは必ずしも一致しないことに留意。）

- 本来、産品の原産性は、輸出国で前ページの3基準を満たすか否かで判断されるが、救済規定の適用により、輸出国以外のEPAパートナー国で生産された①材料、②材料+生産行為を考慮することができる（累積は義務規定ではない）。

二国間累積と地域累積 （救済対象としての原産性判断の基準は「国」か、又は「地域」か）

二国間累積：EPA輸出国以外の他の一のEPA締約国（多国間EPAの場合、二国間累積を積上げ）を対象

地域累積： EPA輸出国以外の他の全ての締約国を対象
（地域EPAを関税同盟とみなして一締約国から産品を輸出する場合に行う原産性判断方法）

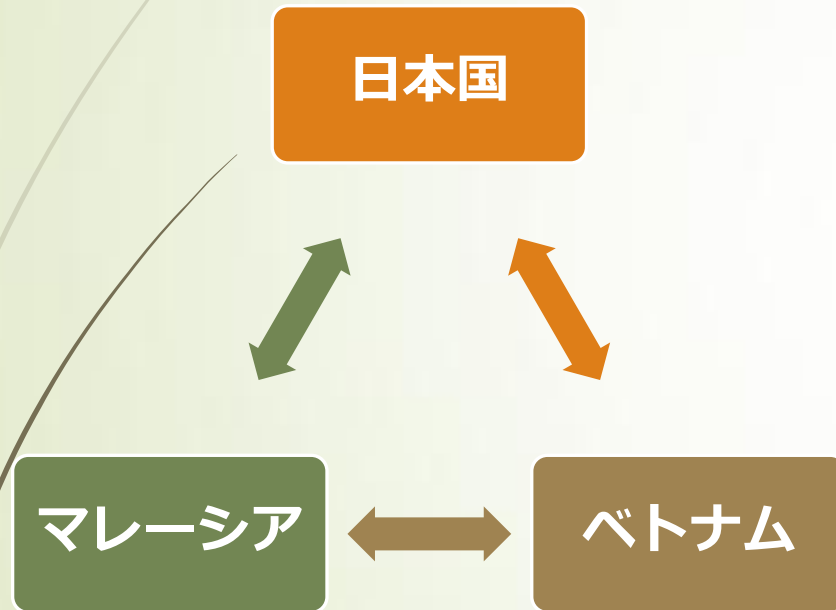
部分累積と完全累積 （累積されるコンテンツは何か）

部分累積： パートナー国の**原産材料**だけを救済

完全累積： パートナー国の**原産材料及び原産要件とされる生産行為**を救済

要点整理 1

二国間累積 日アセアンEPA



「締約国の原産品」の概念
日本アセアン原産は存在しない

日本、マレーシア、
ベトナムの3カ国
が生産に関与した
場合の比較

地域累積 TPP



「TPP原産品」の概念
日本国原産は存在しない

要点整理 2



部分累積：モノの累積

『私のものは、私のもの。あなたのものも、私のもの。あなたがしたことは、私には関係ありません。』（10年目の夫婦）



完全累積：モノと生産行為の累積

『私のものは、わたし達のもの。あなたのものも、わたし達のもの。私がしたこと、あなたがしたこと、わたし達がしたこと、にしましょうね。』 (新婚さん)

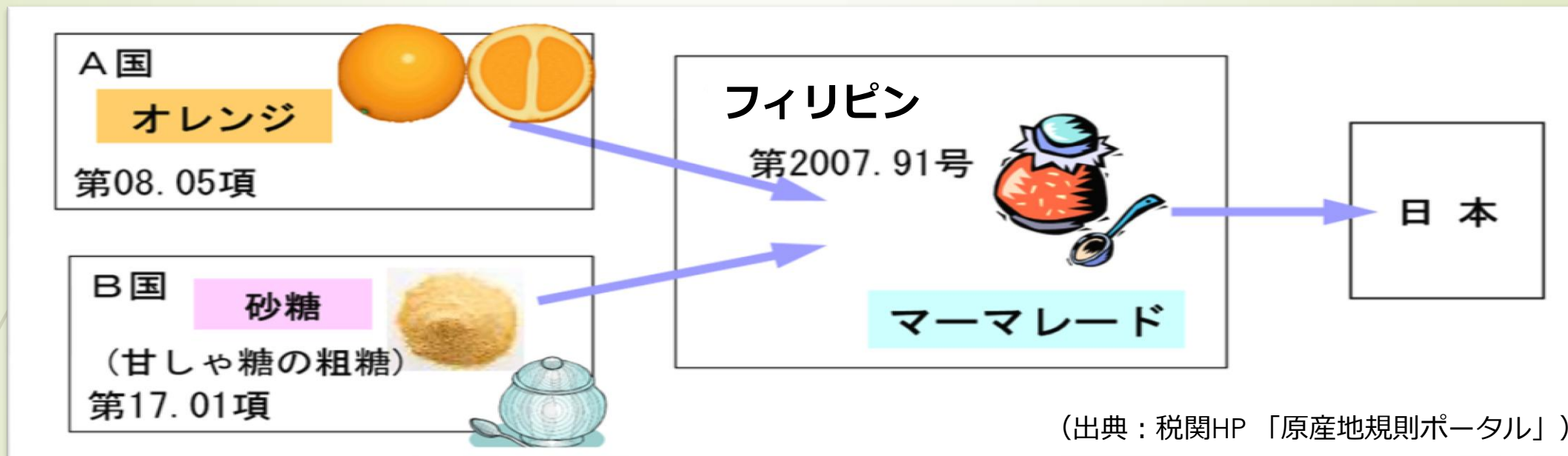
I. 我が国のEPAにおける累積規定を型分け

8

	二国間の累積 「国原産」をベースとする	地域全体の累積 「地域原産」をベースとする
部分累積 (モノの累積)	タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ブルネイ、ベトナム、ASEAN(*)、チリ、インド、スイス、豪州	—
完全累積 (モノと生産行為の累積)	シンガポール、ペルー、モンゴル	メキシコ、TPP(**)

- * 日ASEAN協定は、国（ASEAN構成国であってもインドネシアは含まない）ベースで原産品となったモノのみを累積。日本及びASEAN諸国を締約国とする地域協定であるが、累積は「面」としての日・アセアン領域ではなく、輸出国と他の締約国との間の「線」を集めたものとして理解することが肝要。
- ** TPPは、未発効。TPPの原産性判断は、「輸出国において」ではなく、「TPP領域」においてなされることから、理論的には累積規定を必要としない（累積規定を確認規定として解釈した方が理解が容易）。

関税分類変更基準への累積規定の適用



日アセアン協定原産地規則：2007.91号（マーマレード）HS類の変更（第8類からの変更を除く。）

上のチャートのような生産工程において、マーマレードの原料となる第8類のオレンジが外国から輸入されている。A国がアセアン構成国であれば、累積規定の適用により第8類のオレンジが原産品として取り扱われることから、品目別規則を満たし、マーマレードに原産資格が与えられる。

付加価値基準への累積規定の適用

10

付加価値基準のフォーミュラは、

- ✓ 控除方式 □
$$\frac{\text{FOB価額} - \text{非原産材料の価額}}{\text{FOB価額}}$$
- ✓ 積上げ方式 □
$$\frac{\text{原産材料の価額 (TPP)}}{\text{FOB価額}} \quad \frac{\text{原産材料の価額 (スイス)}}{\text{工場渡し価額}}$$

$$\frac{\text{原産材料の価額} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益 (印、蒙)}}{\text{FOB価額}}$$
- ✓ 重点価額方式 □
$$\frac{\text{併用されている関税分類変更基準を満たさない材料の価額 (TPP)}}{\text{FOB価額}}$$
- ✓ 純費用方式 □
$$\frac{\text{ネット・コスト} - \text{非原産材料の価額 (TPP)}}{\text{ネット・コスト}}$$

ロールアップ・ロールダウンとトレーシング

11

- ➡ **ロールアップ・ロールダウン**とは、付加価値計算において中間材料の存在を認めることにより（中間材料を認めない場合はトレーシングとなる）、中間材料の原産性を判断し、当該中間材料に適用される品目別規則を満たせば原産材料、（非原産材料を使用したとしても100%原産＝ロールアップ）、満たさなければ非原産材料（原産材料、労賃等の内国付加価値があっても100%非原産＝ロールダウン）として取り扱うこと。

（注） 協定にはロールアップ規定、トレーシング規定は存在するが、ロールダウン規定は存在しない。理論上、ロールアップに対してはロールダウンが対応するが、ロールアップ規定の下でトレーシングを禁止する規定がない。すなわち、苦勞して（コストをかけて）トレーシング手法で原産性を立証した輸入者に対してロールダウンを強制して特惠否認する法的根拠はない。結果として、実務上は、ロールダウンとトレーシングの併用が認められている。

- ➡ **トレーシング**とは、付加価値計算において中間材料の存在を認めず、生産工程の上流に遡って非原産材料（第三国から輸入した産品・材料）を特定し、付加価値計算を行う。
- ➡ **ロールアップ・トレーシング**とは、中間材料の存在、ロールアップ手法を認めながらも、ロールダウンとトレーシングの併用を認め、ロールダウンした場合に閾値を満たせない場合にトレーシングを行い、非原産材料の中の原産部分を拾い上げることを許容する方法。

累積規定で救済される原産部分

【累積対象国の原産品】

完全累積・部分累積

☐ 輸出国**原産品**



【累積対象国の非原産品】

完全累積

☐ **部分的に原産扱い**



部分累積

☐ 輸出国**非原産品**



部分累積を付加価値基準に限って救済する規定

日マレーシアEPA第29条第2項、日フィリピンEPA第30条第2項、日ブルネイEPA第25条第2項、日インドネシアEPA第30条第2項
EPA相手国の非原産品を付加価値計算においてロールダウンさせずに、トレーシングにより、計算式における非原産材料への算入を生産工程の上流段階での本来の非原産材料に限定し、原産材料及び生産過程での内国付加価値を救済する措置。

【累積対象国の原産品】

部分累積

☐ 輸出国原産品



【累積対象国の非原産品】

部分累積・救済なし

☐ 輸出国非原産品



部分累積・救済あり

☐ 部分的に原産扱い



II. 付加価値基準における累積制度の型分け

	二国間の累積 「国原産」をベースとする	地域全体の累積 「地域原産」をベースとする
部分累積 (モノの累積)		
救済規定なし 対象国のモノのみ累積	タイ、ベトナム、ASEAN(*)、チリ、インド、スイス、豪州	—
救済規定あり 対象国のモノと原産部分を累積 ただし、付加価値基準のみ適用	フィリピン、マレーシア、インドネシア、ブルネイ	
完全累積 (モノと生産行為の累積) 全対象国のモノと原産部分を累積 他の基準にも生産行為の累積を適用	シンガポール、ペルー、モンゴル	メキシコ、TPP(**)

* 日ASEAN協定は、国（ASEAN構成国であってもインドネシアは含まない）ベースで原産品となったモノのみを累積。

** TPPは、未発効。自動車に適用される品目別規則は、純費用方式。

第2部

累積規定に係る最近の動向

累積規定に係る最近の動向

16

FTAにおける累積規定

- ▶ 対角累積（EU定義：diagonal cumulation）
- ▶ 交差累積（カナダ定義：cross cumulation）・汎FTA累積（EFTA、カナダ定義：pan-FTA cumulation）
- ▶ EUカナダCETA累積規定
- ▶ カナダ・イスラエルFTA原産品とみなされる第三国材料規定
- ▶ 汎ユーロ・地中海条約による統一FTA原産地規則

GSPにおける累積規定

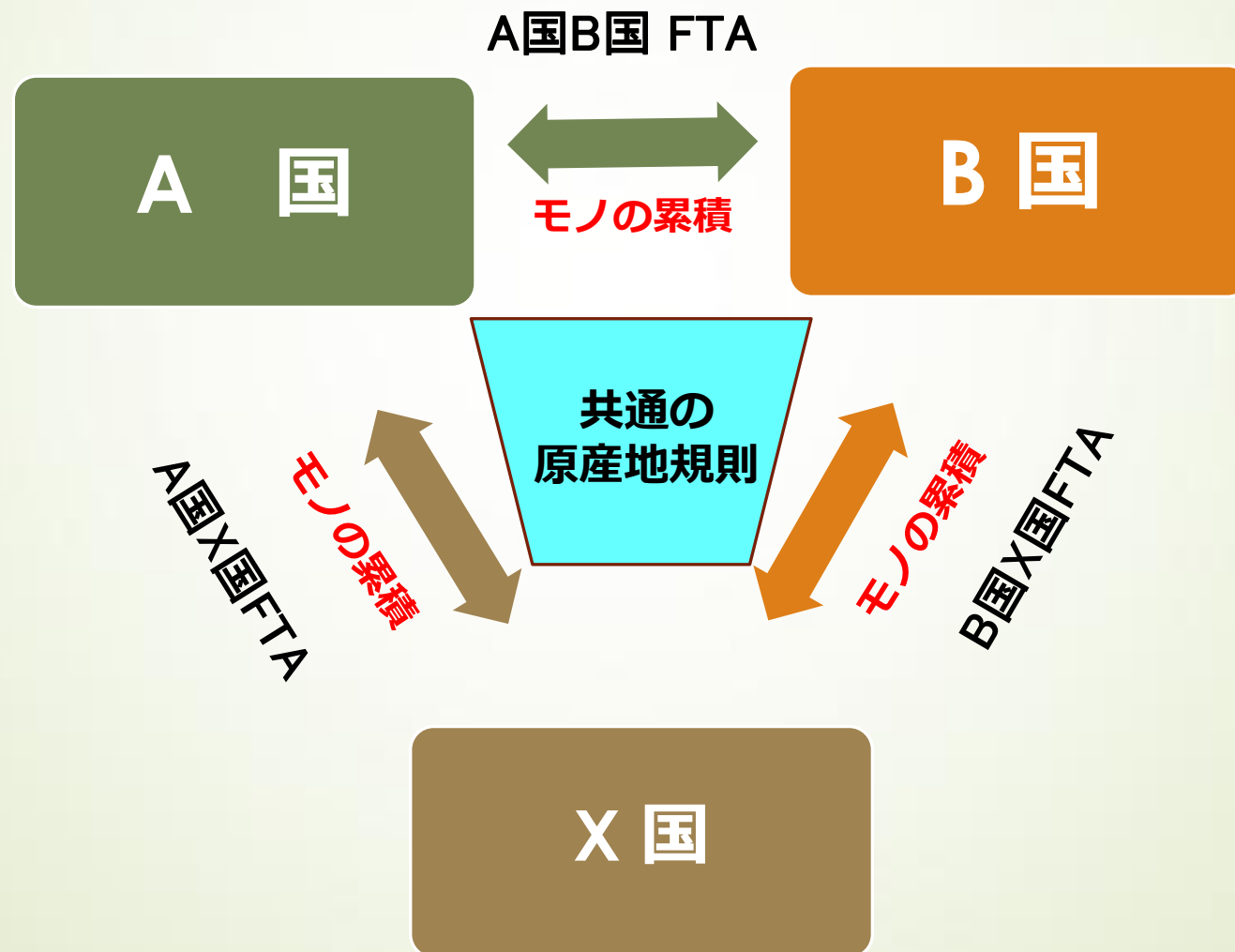
- ▶ 自国関与（日本定義：donor-country content）・二国間累積（EU 定義：bilateral cumulation）
- ▶ 地域累積（regional cumulation）
- ▶ 世界累積（global cumulation）

以下、EUのGSP・EPA（対ACP諸国）で新設された累積規定

- ▶ EUのGSP地域累積の連結適用（ASEANとSAARCを連結して地域累積を適用）
- ▶ EU のGSP受益国とノルウェー、スイス、トルコとの累積（相互主義、農産品を除く）
- ▶ EUのGSP受益国とEUのFTA締約国との間の拡張累積（EU GSP：extended cumulation、農産品を除く）
- ▶ 南アフリカ累積（EU EPA：cumulation with South Africa）
- ▶ 隣接途上国累積（EU EPA：cumulation with neighbouring developing country）

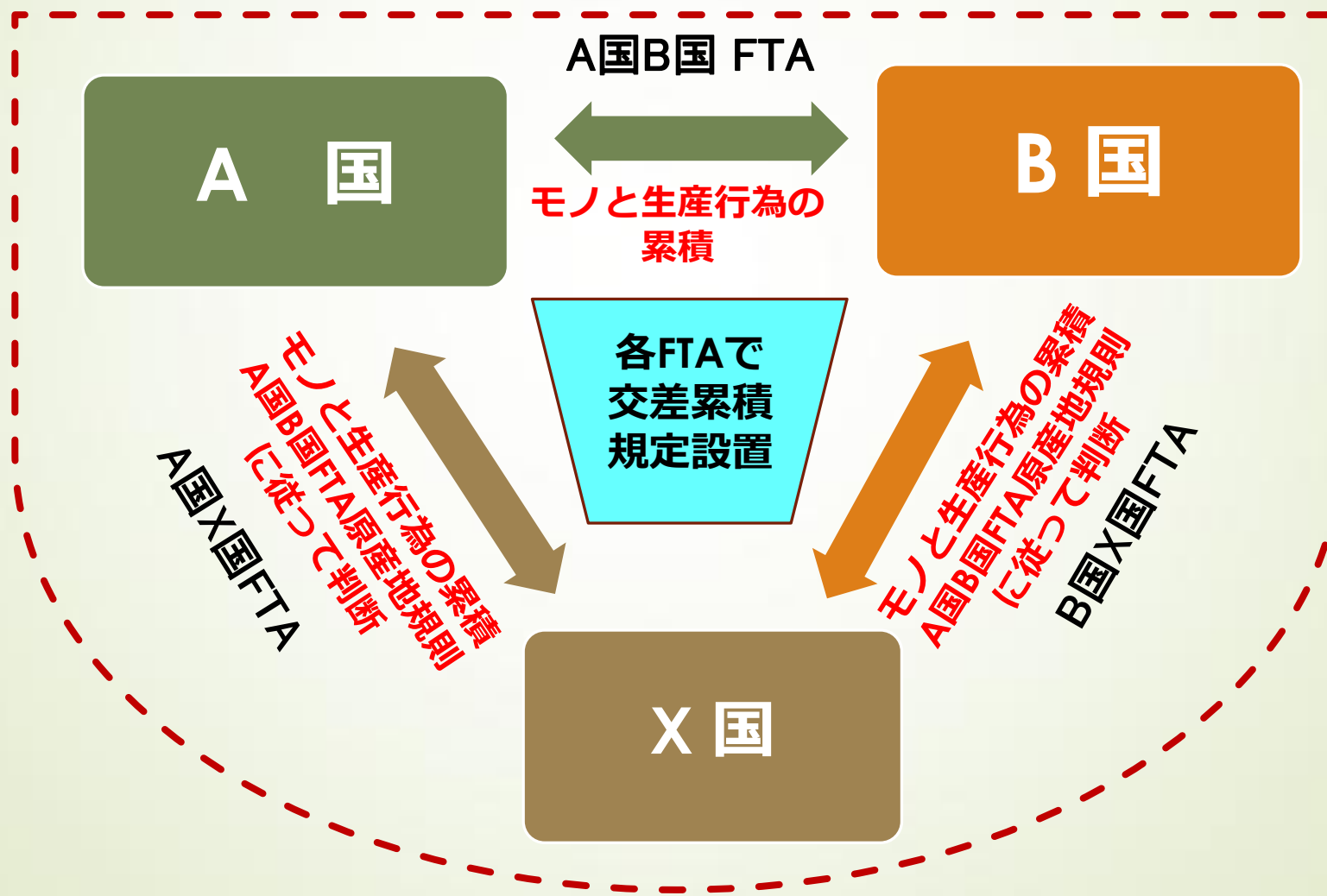
対角累積 (Diagonal Cumulation)

EUが実施している累積手法。FTAを締結している共通の第三国を**部分（モノの）累積**の対象とする。ただし、当該第三国とのFTAにおいて**同一の原産地規則**が適用されることが条件。



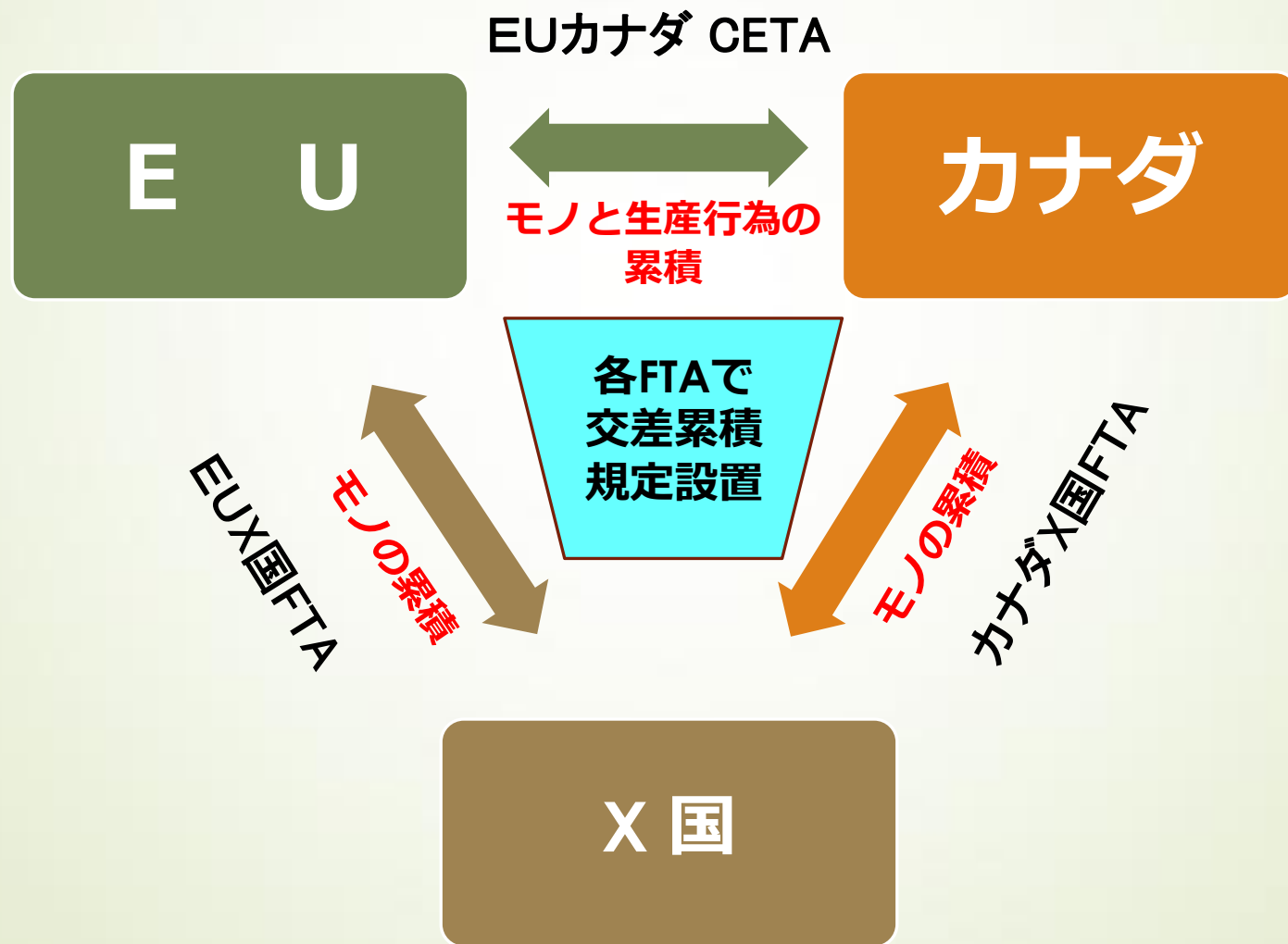
交差累積（Cross Cumulation）

カナダが実施している累積手法。FTAを締結している共通の第三国を締約国の領域と一体として取り扱う（**完全（モノ+生産行為の）累積の対象とする**）。ただし、当該第三国とのそれぞれのFTAにおいて**交差累積規定**を置いていることが条件。適用範囲、適用条件を別途定めることも可能。それぞれの原産地規則が**同一である必要はない**。



EUカナダCETAにおける累積規定

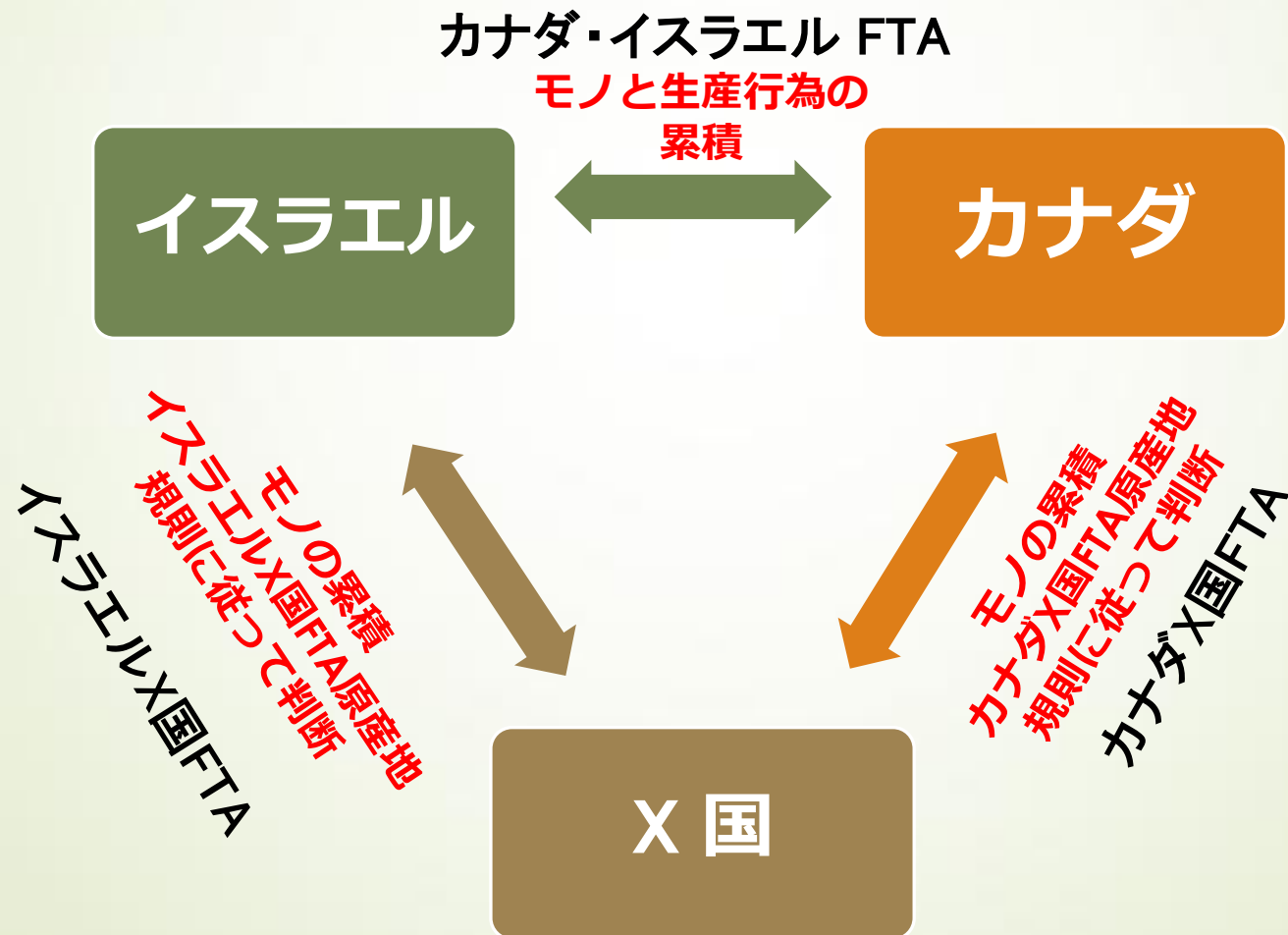
FTAを締結している共通の第三国を**部分（モノの）累積**の対象とする。ただし、当該第三国とのそれぞれのFTAにおいて**交差累積規定**を置き、**適用条件に合意**することが条件（同一の原産地規則を条件としない。）。



カナダ・イスラエル F T A における累積規定

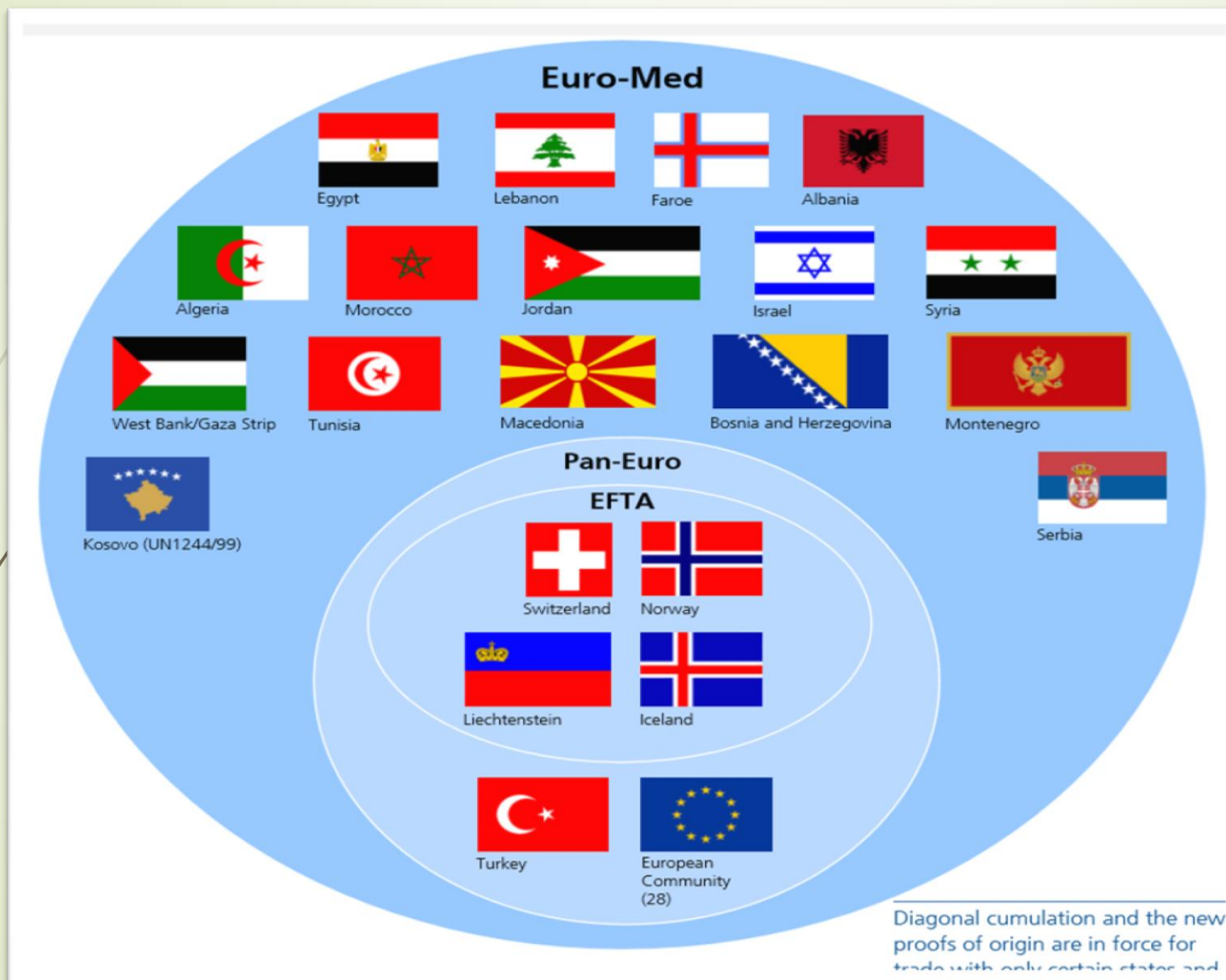
第 3.6 条: Third Country Materials for Originating Goods

本協定の発効以前に FTA を締結している共通の第三国を **部分（モノの）累積**の対象とする。その際の実産性判断は、それぞれの原産地規則に従う。



汎ユーロ・地中海条約 (Pan-Euro-Mediterranean Convention)

21



- 49ヶ国において個々の原産地規則が廃止され、1セットの原産地規則がこれらに代わって適用される。

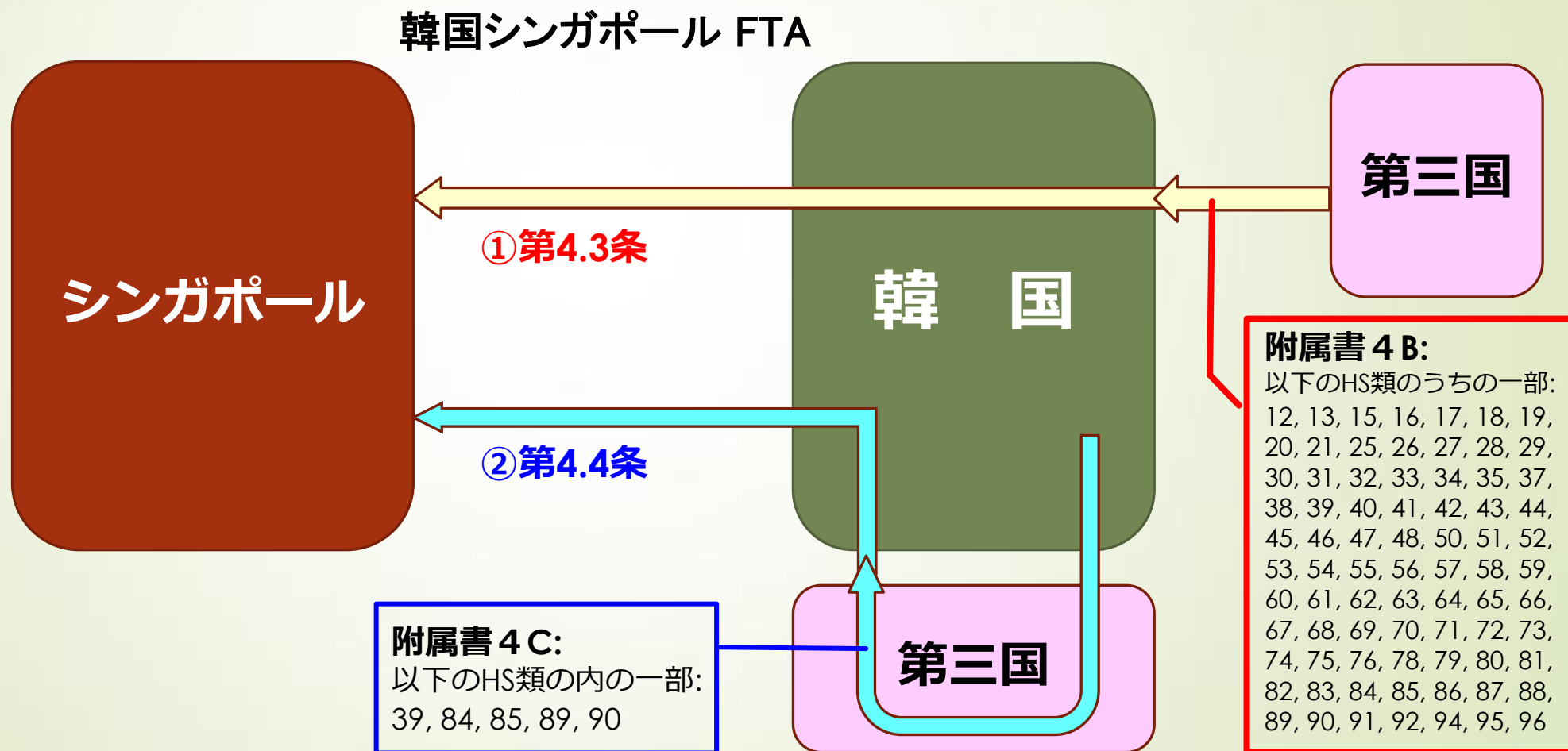
(2012年1月1日発効。2015年9月現在で、アルジェリア、コソボ、レバノン、モロッコ、シリアには適用されていない。)

- 対角累積 (Diagonal cumulation) を基本とし、EEA (EU + ノルウェー, アイスランド, リヒテンシュタイン) 及び地中海 (EU + アルジェリア, モロッコ, チュニジア) においては完全累積が適用される。

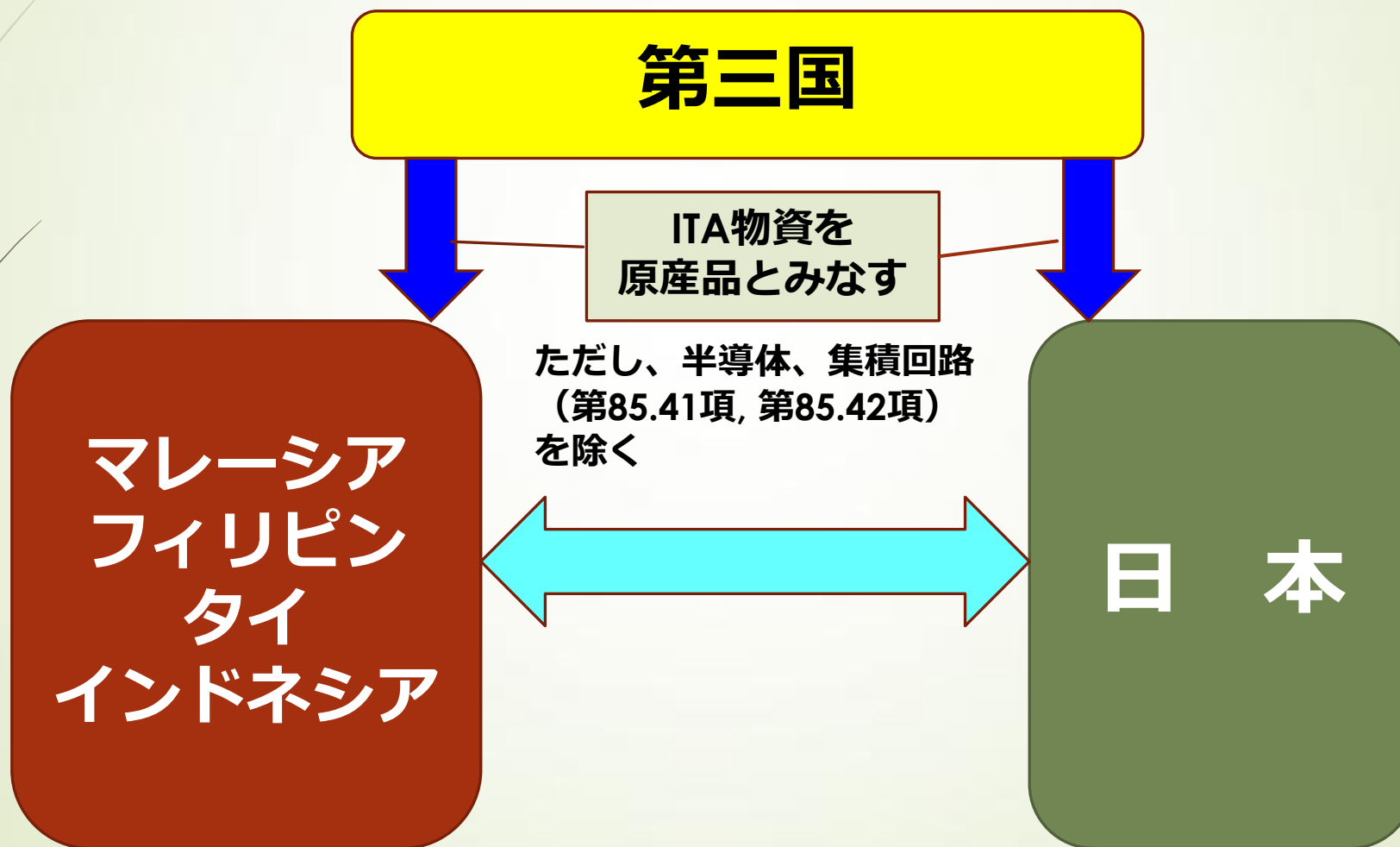
第3部

「共通のFTA締約国」以外の 第三国産品の原産性を認める制度

(韓国で何らの加工がされていなくても) 韓国からシンガポールに
輸入される産品に原産性を与える制度 --- ①第4.3条
指定された産品について、第三国での加工後、再輸入される産品に
原産性を与える制度 --- ②第4.4条



WTO情報技術協定の対象品目で、他の製品の生産のための材料として使用されるものは、原産材料とみなすことができる --- **PSR第1節(一般的注釈)(f)又は(g)**



ご静聴を感謝いたします。

